

一戸町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 10,959	千円 9,402,859	千円 344,935	千円 1,298,849	% 13.8	% 14.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

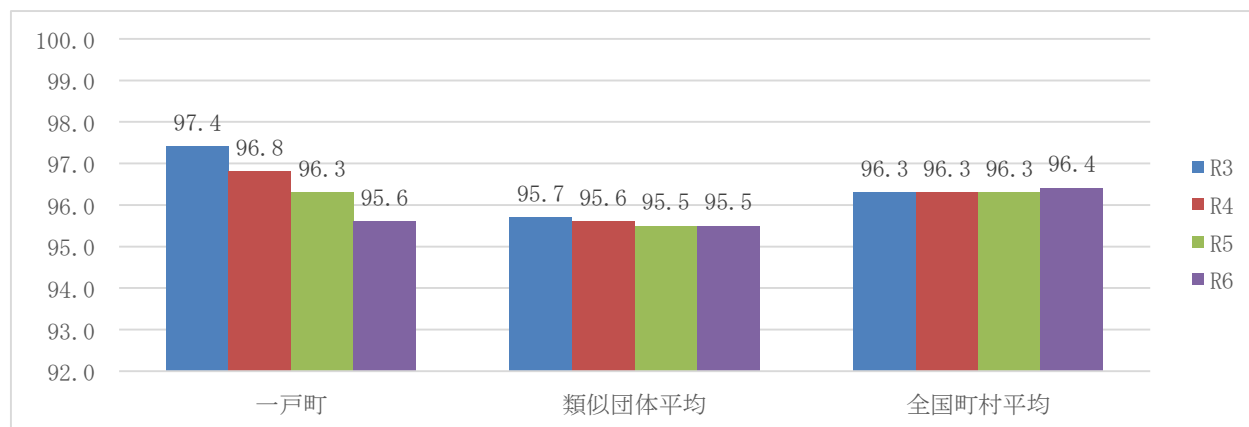
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり給 与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 123	千円 399,710	千円 74,146	千円 168,457	千円 642,313	千円 5,222	千円 5,532

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す（一戸町該当なし）。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の

給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

一戸町は人事委員会を設置していないため、省略します。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の例に準じ引き下げ。

激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

技能労務職の給料表については、一般行政職の給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

地域手当を支給しておりません。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
一戸町	40.4歳	308,704円	351,700円	357,922円
岩手県	42.2歳	321,300円	389,594円	349,741円
国	42.1歳	323,823円	— 円	405,378円
類似団体	41.8歳	305,642円	350,143円	330,782円

②技能労務職

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
一戸町	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円
岩手県	52.1歳	229人	302,200円	329,783円	316,181円
国	51.2歳	1,829人	288,144円	— 円	330,553円
類似団体	51.3歳	6人	281,027円	304,160円	293,976円

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		一戸町	岩手県	国
一般行政職	大 学 卒	187,300円	197,800円	196,200円
	高 校 卒	166,600円	167,900円	166,600円
技能労務職	高 校 卒	—	165,300円	—
	中 学 卒	—	156,500円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

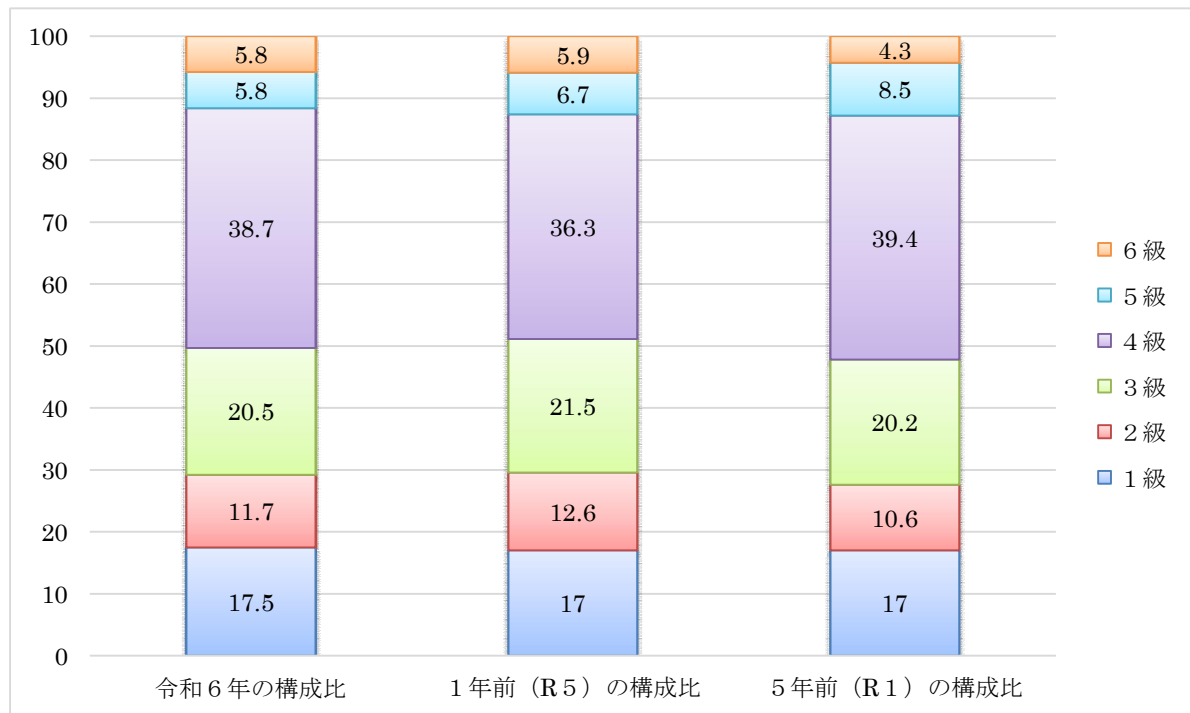
区 分		経験年数10～15年	経験年数20～25年	経験年数30年～35年
一般行政職	大 学 卒	270,660円	347,950円	392,783円
	高 校 卒	236,800円	299,000円	380,270円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

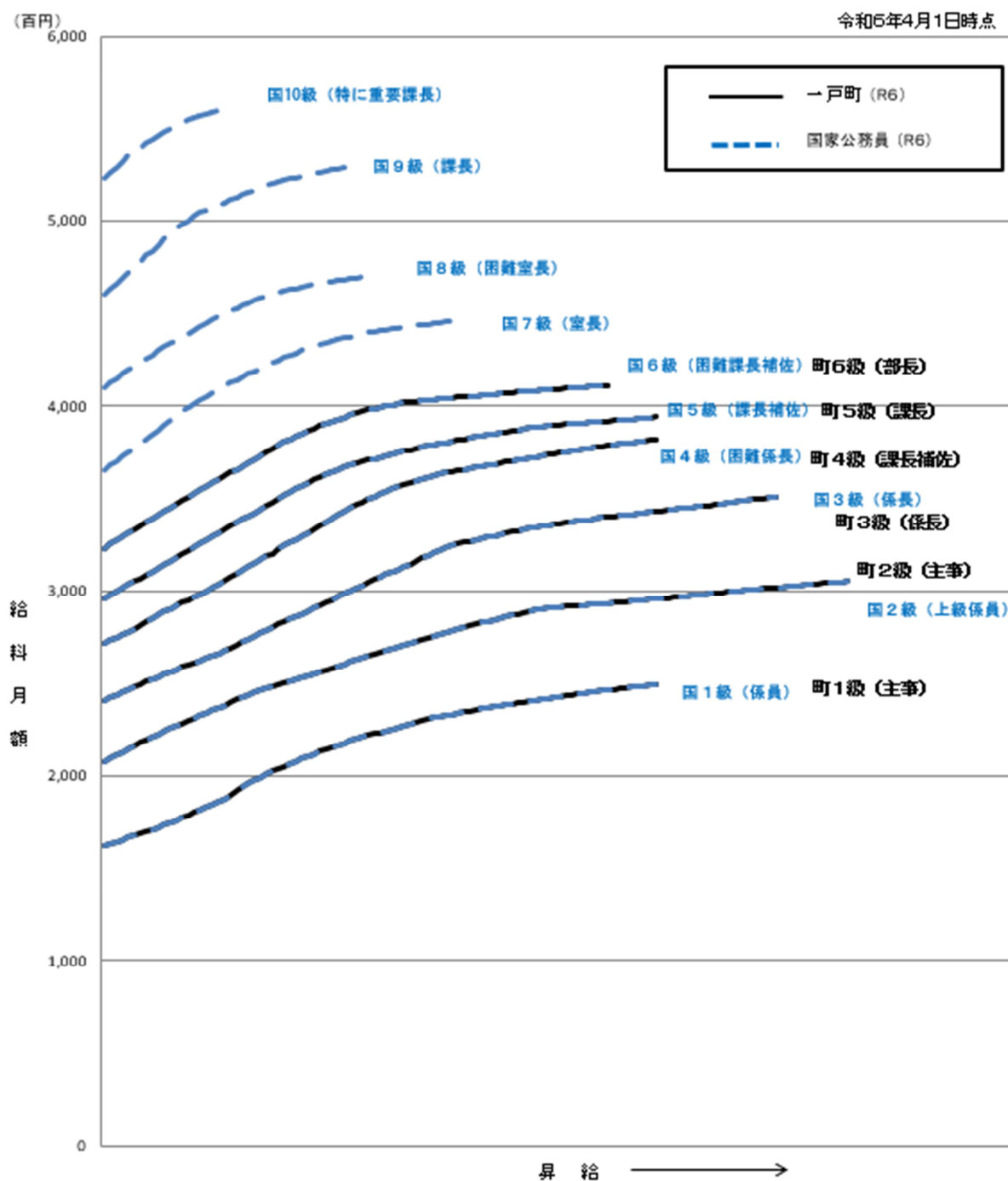
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師、主事補、技師補	24人	17.5%	162,100円	249,400円
2級	主事、技師	16人	11.7%	208,000円	305,200円
3級	係長、主査、主任	28人	20.5%	240,900円	351,000円
4級	課長補佐、副主幹	53人	38.7%	271,600円	382,000円
5級	課長、主幹	8人	5.8%	295,400円	394,000円
6級	部長、参事	8人	5.8%	323,100円	411,300円

- (注) 1 一戸町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一戸町）

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある 区分	昇給可能な区分	昇給実績がある 区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

一戸町	岩手県	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,486千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,764千円	—
（5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（4年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.00月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 15%～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（一戸町）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

一戸町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）			定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		
1人当たり平均支給額 — 円					

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

（令和5年度において退職者なし。）

(3) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			706千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			64,173円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度決算）			8.7%	
手当の種類（手当数）			6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度 決算)	左記職員に対する 支給単価
徴収手当	町税等の徴収事務に従事する職員	町税等の徴収事務（1日3時間以上の外勤）	千円 9	1日につき350円
防疫作業手当	防疫作業に従事する職員	伝染病予防法第5条及び第7条の規定に基づく伝染病の防疫作業	—	1日につき700円
変死人取扱作業手当	変死人取扱作業に従事する職員	行旅病人及び行旅死亡人取扱法第1条の規定による行旅死亡人の変死人処理作業	—	1体につき5,000円
火葬作業手当	火葬作業に直接従事した職員	火葬作業	—	1体につき3,000円
保育業務手当	保育士（幼稚園教諭を含む）	保育所、児童館、幼稚園業務	697	1月につき給料月額 の100分の2
用地交渉手当	用地取得等のための交渉に従事した職員	公共事業に係る用地取得等のための交渉の業務	—	1日につき350円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度一般会計決算）	30,220千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度一般会計決算）	270千円
支給実績（令和4年度一般会計決算）	35,083千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度一般会計決算）	341千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

(5) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 6,500円 子 10,000円 その他の扶養親族 6,500円 16～22歳の子 5,000円加算	同じ	—	千円 15,046	円 242,674
住居手当	借家・借間に居住し、月額12,000円を超える家賃を払っている職員に支給（月額：27,000円以内）	異なる	—	千円 8,772	円 257,988
通勤手当	通勤のため交通機関を利用し、又は交通用具を利用している職員に支給（月額：交通機関の利用者50,000円以内、交通用具使用者19,900円以内）	異なる	交通機関利用者の支給上限額、交通用具使用者の通勤距離区分と支給額	千円 6,791	円 98,412
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給（月額：33,000円～56,000円）	異なる	国は俸給の調整額として支給	千円 8,892	円 523,059
寒冷地手当	基準日（11月～翌年3月）に在籍する職員に支給（月額：7,360円～17,800円）	同じ	—	千円 9,470	円 78,262

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町長 副町長	720,000円 560,000円	(参考) 類似団体における最高／最低額
			900,000円／639,000円 720000円／550,000円
報 酬	議長	320,000円	340,000円／252,000円
	副議長	255,000円	275,000円／196,000円
	議員	240,000円	243,000円／174,000円
期 末 手 当	町長 副町長	(令和5年度支給割合) 3.40月分	
	議長 副議長 議員	(令和5年度支給割合) 3.40月分	
退 職 手 当	町長	(算定方式) 退職時の給料月額×在職月数×40.38/100	(1期の手当額) (支給時期) 13,955,328円 任期毎
	副町長	退職時の給料月額×在職月数×23.28/100	6,257,664円 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

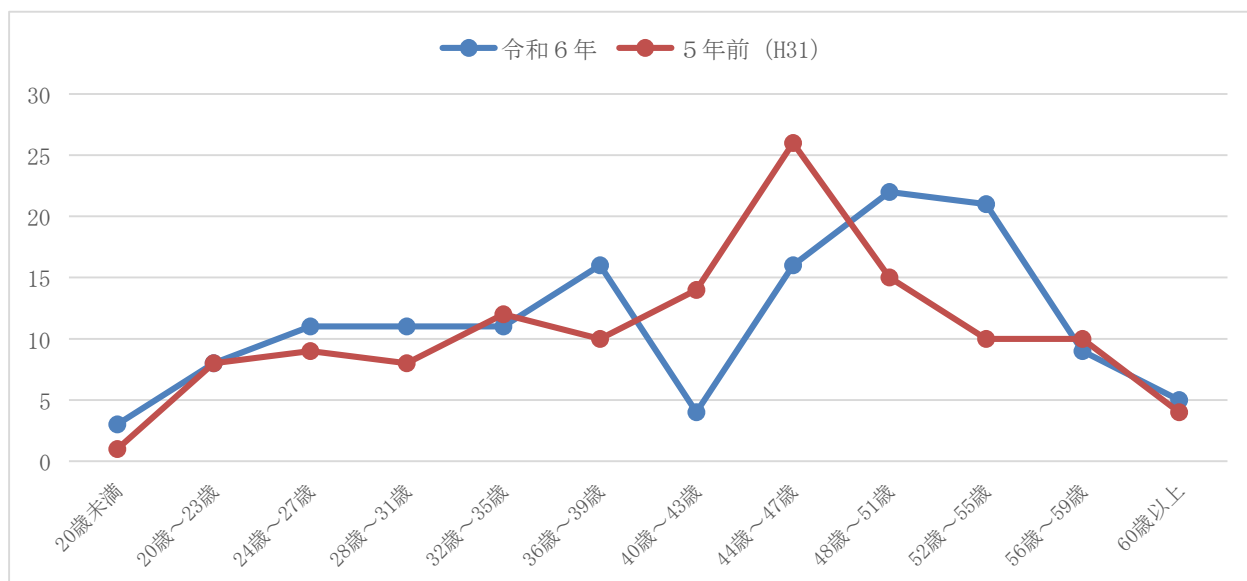
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	
		総務企画	34	35	1	
		税 務	8	8	0	
		民 生	21	23	2	
		衛 生	12	10	△ 2	
		労 働	0	0	0	
		農林水産	11	12	1	
		商 工	7	7	0	
		土 木	9	8	△ 1	
		計	105	106	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 98.24人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 107.31人)
	教育部門	18	19	1		
	小計	123	125	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 11585人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 128.81人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	5	5	0		
	下 水 道	3	3	0		
	そ の 他	4	4	0		
	小計	12	12	0		
合 計			135 [145]	137 [145]	2 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 126.97人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数 (R6)	人 3	人 8	人 11	人 11	人 11	人 16	人 4	人 16	人 22	人 21	人 9	人 5	人 137
職員数 (H31)	1	8	9	8	12	10	14	26	15	10	10	4	127

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年 度	31 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	過去 5 年間 の増減数（率）
一般行政	94	95	97	103	105	106	12（12.8%）
教育	19	19	18	17	18	19	0（0%）
普通会計計	113	114	115	120	123	125	12（10.6%）
公営企業等会計計	14	14	14	13	12	12	△1（△7.7%）
総合計	127	128	129	133	135	137	11（8.7%）

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 5年度	千円 283,632	千円 36,654	千円 19,383	% 6.8	% 6.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 11,730 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)水道事業 市町村 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 5	千円 14,724	千円 2,831	千円 6,061	千円 23,616	千円 4,723	千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項 特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
一戸町 上水道	44.0歳	306,750円	332,450円
水道事業団体平均	45.8歳	337,221円	508,691円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

一戸町 上水道	一戸町 一般行政職
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,515千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,486千円
（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

一戸町 上水道			一戸町 一般行政職		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（割増率2～45％）			定年前早期退職特例措置（割増率2～45％）		
1人当たり平均支給額 一千円			1人当たり平均支給額 一千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

（上水道会計において退職者なし。）

ウ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	1,345千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	336千円
支給実績（令和4年度決算）	1,288千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	322千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 6,500円 子 10,000円 その他の扶養親族 6,500円 16～22歳の子 5,000円加算	同じ	—	千円 696	円 139,200
住居手当	借家・借間に居住し、月額12,000円を超える家賃を払っている職員に支給（月額：27,000円以内）	同じ	—	千円 0	円 0
通勤手当	通勤のため交通機関を利用し、又は交通用具を利用している職員に支給（月額：交通機関の利用者50,000円以内、交通用具使用者19,900円以内）	同じ	—	千円 202	円 40,320
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給（月額：33,000円～56,000円）	同じ	—	千円 336	円 336,000
寒冷地手当	基準日（11月～翌年3月）に在籍する職員に支給（月額：7,360円～17,800円）	同じ	—	千円 252	円 62,900